

鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

令和6年2月6日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和6年2月6日（火） 午前10時0分開会 鳥取市議会議場

第1 会期の決定

第2 議案第1号令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第9号鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定についてまで（提案説明）

第3 組合行政一般に対する質問

16番 伊藤幾子議員

第4 議案第1号令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第9号鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定についてまで（質疑・委員会付託）

~~~~~

### 会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

~~~~~

出席議員（17名）

1番	加	嶋	辰	史	2番	加	藤	茂	樹
3番	浅	野	博	文	4番	岩	永	安	子
6番	西	村	紳	一郎	7番	岡	田	信	俊
8番	平	野	真	理子	9番	川	西	美	恵子
10番	尾	島		勲	11番	山	根	政	彦
12番	谷	口	雅	人	13番	柳		正	敏
14番	足	立	義	明	15番	寺	坂	寛	夫

16番 伊 藤 幾 子
18番 上 杉 栄 一

17番 長 坂 則 翁

~~~~~

欠 席 議 員 ( 1 名 )

5番 勝 田 鮮 二

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

管 理 者	鳥 取 市 長	深 澤 義 彦
副 管 理 者	岩 美 町 長	長 戸 清
副 管 理 者	智 頭 町 長	金 兒 英 夫
副 管 理 者	若 桜 町 長	上 川 元 張
副 管 理 者	八 頭 町 長	吉 田 英 人
副 管 理 者	鳥 取 市 副 市 長	羽 場 恭 一
事 務 局 長		鹿 田 哲 生
消 防 局 長		鹿 田 幸 人
会 計 管 理 者	鳥 取 市 会 計 管 理 者	横 尾 賢 二

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |                         |           |
|---------|-------------------------|-----------|
| 書 記 長   | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 長       | 保 木 本 英 明 |
| 書 記 次 長 | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長     | 植 田 光 一   |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 議 事 係 長 | 谷 島 孝 子   |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 任     | 橋 本 圭 司   |

~~~~~

午前10時0分 開会

◆西村紳一郎 議長 皆様、おはようございます。

ただいまから令和6年2月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

報告事項がありますので、書記長が報告いたします。

◆保木本英明 書記長 御報告いたします。

勝田鮮二議員から、入院加療のため本定例会中の会議を欠席する旨の届出がありました。

以上、報告を終わります。

◆西村紳一郎 議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

第1 会期の決定

◆西村紳一郎 議長 日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から2月7日までの2日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 御異議なしと認めます。したがって、会期は2日間に決定しました。

第2 議案第1号令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第9号鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定についてまで（提案説明）

◆西村紳一郎 議長 日程第2、議案第1号令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第9号鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定についてまで、以上9案を一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。

深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 本組合議会定例会に提案いたしました議案の説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べさせていただきます。

まず、本年1月1日に発生した能登半島地震によりお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

本組合においては、消防庁長官からの出動指示により鳥取県緊急消防援助隊の一員として1月9日から石川県輪島市などの被災地へ消防局職員を派遣し、1月19日までの間、人命救助や捜索活動に全力を尽くしてまいりました。この災害により多くの方々が被災され、今もお厳しい状況に置かれています。被災された皆様の一刻も早い生活の復旧・復興を心より願ってやまないところです。近年このような自然災害が激甚化、頻発化しております。本組合においても引き続き圏域住民の安全安心を確保するため、組織市町と一体となって共同処理事務への取組を進めてまいります。

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして御説明いたします。

議案第1号の令和5年度一般会計補正予算につきましては、総額1億3,455万4,000円の減額を行うもので、消防庁舎整備事業など事業費の確定により計上したものです。

議案第2号の令和5年度因幡ふるさと振興事業費特別会計補正予算につきましては、歳入の確定により計上したものです。

議案第3号は、令和6年度一般会計予算であります。予算規模は61億1,168万2,000円、前年度に比べ7億3,855万4,000円、率にして13.7%増の予算を計上したものです。その概要を申し上げます。総務費では、総括事務費、

職員厚生研修費などの義務的経費を計上しています。民生費では、介護認定審査会、障害者総合支援審査会及び休日急患歯科診療業務などの経費を計上しています。衛生費では、各施設の維持管理経費、設備の修繕経費、可燃物処理施設のり面の地滑り対策に要する経費などを計上しています。消費費につきましては、常備消防を維持するために必要な経費のほか、八頭消防署若桜出張所及び気高消防署の庁舎整備に伴う経費、また、消防車両及び救急車両の更新に伴う経費、高機能消防指令センター整備に伴う経費などを計上しています。

議案第4号の令和6年度因幡ふるさと振興事業費特別会計予算につきましては、225万4,000円を計上したものです。地域連携DMO、一般社団法人麒麟のまち観光局に対して運営支援を行い、引き続き圏域の観光振興を図ってまいります。

議案第5号は、消防職員の定数を変更するため、鳥取県東部広域行政管理組合職員定数条例の一部を改正するものです。

議案第6号は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、消防法の規定に基づく危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に関する手数料を改定するため、鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例の一部を改正するものです。

議案第7号から議案第9号までは、因幡霊場、リファーレンいなば及び白兔グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定について、それぞれ必要な議決を得ようとするものです。

以上、今回提案しました議案について、その概要を御説明いたしました。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

第3 組合行政一般に対する質問

◆西村紳一郎 議長 日程第3、組合行政一般に対する質問を行います。

議長に発言通告書が提出されておりますので、発言を許可します。

16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 おはようございます。通告に従い、災害への備えについて質問をいたします。

能登半島地震発生から1か月以上たちました。改めて亡くなられた方々に心からの哀悼の意を表するとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。最大震度7を観測した能登半島地震は、死者240人、住宅被害は5万軒以上、そして、1万4,000人以上が避難所などでの生活を強いられている現状です。体育館などでの避難生活の長期化は心身ともに大きな負担をもたらします。ストレスなどによる災害関連死も確認されている中、助かった命が長引く避難生活で失われることがあってはなりません。被災者の命と健康を守る取組が一層強く求められています。そして、避難所での物資の不足や環境改善が大きな課題であることが今回も明らかとなりました。全国から支援物資が届いていても、そこから避難所に届けることができないといったことや、避難所に届いても配る人員や避難所の職員不足で被災者に行き届いていないという状況も繰り返し報道されてきました。改めて基礎自治体が自分のところの災害対策について見直すことが必要です。最低限、避難所になるところにはきちんと備蓄品を調べておくこと、分散備蓄という点で公の施設には十分な備蓄品を確保しておくこと、そういった対策を強める必要があると思います。そして、当組合においても同じことが言えます。

さて、私は、令和元年10月定例会で東部広域行政管理組合の事務局BCPに基づき、飲料水と簡易トイレの備蓄の状況を質問しました。そのときの答弁は、いずれも引き続き検討するというものでした。BCPについては令和5年4月に改訂版が出ていますが、備蓄については前に進んだものになっていません。そこで、飲料

水と簡易トイレの備蓄についての検討状況をお聞きます。

以上、登壇での質問といたします。

◆西村紳一郎 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 伊藤議員の御質問にお答えをいたします。災害への備えということで、飲料水と簡易トイレの備蓄についての検討状況はどうかといったお尋ねをいただきました。お答えをいたします。

本組合事務局の業務継続計画、BCPでは、飲料水また簡易トイレの組織的な備蓄について検討を行うこととしているところでありますが、今のところ、これらを備蓄するというには至っていないところであります。一方、ここ近年、自然災害が激甚化、頻発化しておりますことから、飲料水等の備蓄の必要性をこれまで以上に認識をしているところでありまして、他の団体の状況などの実情も参考に検討してまいりたいと考えております。以上です。

◆西村紳一郎 議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 御答弁いただきました。備蓄については必要性、これまで以上に認識しているということで引き続き検討ということなんですけれども、今、組合事務局のほうが管理をしている因幡浄苑、コンポストセンターいなば、白兔グラウンドゴルフ場、環境クリーンセンター、因幡霊場、リンピアいなば、各施設及び東部消防局と各署所における災害備蓄品の職員用と住民用のそれぞれの状況についてお聞きをします。

◆西村紳一郎 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 事務局よりお答えをいたします。

◆西村紳一郎 議長 鹿田事務局長。

◆鹿田哲生 事務局長 お答えをいたします。本組合の庁舎及び施設のうち可燃物処理施設リンピアいなばでは、鳥取市の指定避難所に指定されていることから住民用として50人分の1日分の飲料水及び非常食に加え、毛布及びパーティション等を備蓄しております。一方で、そのほかの施設及び職員用の備蓄につきましては行っておりません。消防局についても同様でございます。以上です。

◆西村紳一郎 議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 分かりました。結局は組合事務局が管理してる施設及び東部消防局、各署所においては、基本、職員用も住民用もないと。リンピアいなばについては、市の指定避難所になっているから住民用が50人分ということがありました。それと併せて聞いているのは、リンピアいなばの運営の委託を受けている事業者さんが独自に住民用に若干いろいろ整備をしているというのは聞いております。それが今の現状です。

それで、災害備蓄品っていうのを今回、能登半島の地震を見てやっぱり分散して備えるっていうことが本当に大事だなと思いました。道路が寸断して本当に届けられないっていうことがやっぱりありましたので、より身近なところに備えることが大事だということが本当に1つ大きな課題だと思います。それから、あわせて、職員についてなんですけれども、災害時、缶詰め状態で本当に業務に当たらなければならないという場合もあるわけですよね。最低3日分、あるいは一週間分といった職員用の飲料水や食糧などの備蓄はやっぱり必要だと思います。それで、先ほど何もないと言われましたけれども、組合事務局及び東部消防局として職員用の備蓄品を計画的に調べていく必要があると考えますが、御所見をお聞きます。

◆西村紳一郎 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。大規模な災害が発生した場合でも業務を継続するためには、飲料水等の物資をあらかじめ確保しておくことは必要なことであると認識をしております。どういった物資をど

の程度備蓄をするかということについて研究をしてみたいと考えております。以上でございます。

◆西村紳一郎 議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 職員用の備蓄なので、一般的に言われているのは水と食糧と、あと毛布とか、そういったものがあると思います。消防に関してはまた別途いろいろあるかと思いますが、それで、ちょっと紹介しますね。

西部広域のBCPによりますと、総務課は初動3日間の災害時優先業務に従事する職員のための業務用として3日間分の職員の食糧、飲料水及び毛布の公的備蓄に努める、そう書かれていました。それで、現状どうなっていますかと問合せをしたら、今のところ備蓄はまだしておりませんと。今年度このBCPの改訂作業中ということでした。でも、ちゃんとそうやって書いてあるんです、BCPに。

それから、中部ふるさと広域のBCP、この食糧、飲料水について、これは、職員同士で協力し合い食糧を確保する、救援物資の一部を職員用へ使用する、庁舎及び各施設の自動販売機の設置者に対して飲料物の供給の協定を締結するようにする、毛布、簡易トイレを備蓄予定、ヘルメットは各自配付済み、そういうふう書いていました。

それから、鳥取市のBCPは令和4年3月に改訂をされています。それで、鳥取市のBCPは、まず現状について。現状については、職員用の食糧や飲料水等の備蓄についての具体的な計画等はなく、参集職員が自ら必要なものを持参することとしていると、そんなふう書いてあるんですね。持って来れる状況もあるでしょうけど、能登半島の地震のああいった大きな被害、地震の場合は、恐らくそれも不可能だろうなど。だから庁舎、職員だったら庁舎にやっぱり備蓄をすることが必要だなと思うんですが、その鳥取市の現状はそうだけど、対策としてどういうふう書いてあるかということ、災害時において職員が非常時優先業務に専念できるよう公的備蓄としておおむね3日分を目標に各庁舎に職員用の水や食糧等を備蓄すると、そういうふう書いてあります。また、公的備蓄を補完するために職員は個人備蓄として各職場の机やロッカー等を利用し、自身に必要な水や食糧、医薬品等の備蓄に努めると、そういったことも書かれています。現状は、まだ公的備蓄は鳥取市はされてはおりません。そういう状況です。

それから、倉吉も令和4年3月改訂、BCP。総務部は職員用の食糧、飲料水及び毛布については、初動3日間の非常時優先業務に従事する職員のための業務用としての公的備蓄を検討すると、そんなふうになっています。

いろんな書きぶりは違うんですけども、このたびの能登半島の地震のああいう大きな被害を受けて、やっぱりもっとちゃんと考えないといけないんじゃないかっていうふうに、それぞれの自治体は考えられると思いますので、先ほど研究って言われたんですけども、何かあったときに最前線に立ってやっぱり業務を行うという、そういった責任がありますので、職員用についてはなるべく早く本当に備蓄をしていくような、そういった方向で私は進めたいと思いますが、どうでしょうか。

◆西村紳一郎 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。様々な例について御紹介をいただきました。72時間、3日間業務が継続できるようにというようなことが共通してあるのではないかと考えております。こういった他の団体等の例も参考にさせていただきながら、東部広域行政管理組合としてどのような備蓄品が必要なのか、どの程度の量が必要なのか、そのようなことも含めて具体的な検討をしてみたいと考えています。今回の能登半島地震の状況等も鑑みますと、やはり職員用についても何らかのそのような備蓄も必要ではないかと認識をしておるとこ

ろでありまして、さらに具体的な検討をこれから行ってみたいと考えます。以上でございます。

◆西村紳一郎 議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 よろしくお願ひします。それから、消防なんですけれども、当然、消防というのは初動の3日間というのは、例えば家が倒壊したら本当にそこから人を救出しなければならないとか、そういった活動を最前線に立ってされますよね。そういう消防の方の備蓄、それがどうなっているのか、それを何年か前に調べられた大学の先生たちがおられます。それは、先ほど冒頭、管理者のほうからありましたけど、緊急消防援助隊、それを派遣したと。この緊急消防援助隊の人も自分たちの食糧を持って行くわけですよね。その持って行く食糧が一体どんなものなのか、どういうふうに備えられているのか、そういったことの調査をされた大学の先生たちがおられました。そういう要請がかかって派遣されるときは食糧でさえ、十分にされていない消防本部もあったと。だから、そういう要請を受けた場合じゃなくて、受援の側に立ったとき、自分のところが災害が起きたときの消防本部のこういう職員のための備蓄食糧、それがどうなっているのかっていうのは本当に全容が明らかになってないっていうようなことを書かれていたんですけど、そういう調査の中で大学の先生たちが言われているのは、エネルギー量なんです。ただ食べとけばええじゃなくって、そういうハードな職務に当たるわけですので、消防の方の備蓄はエネルギー量もやはり考えて備蓄をしないとイケないんじゃないかという問題提起されていますので、ぜひそういったことも含めて私は考えていただきたいと思いますが、その点はどうですか。

◆西村紳一郎 議長 深澤義彦管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。昨今の全国の自然災害の状況を見ますと、頻発化、激甚化しているということがあります。こういった状況を踏まえまして、いつ何どき、どのような大きな災害が発生するかも分からないと、このようなまず認識をするべきだと考えておりまして、その対応のためにも必要な備蓄品を日頃から備えておくということはますますこれから必要なことになると、そのように考えているところであります。緊急消防援助隊の隊員は、通常よりハードな職務を遂行するというのも当然考えておかなければならないわけで、その必要なエネルギー量等が確保できるような食糧を備えておく、このようなことも必要であると考えているところでありますので、昨今のこういった災害の対応等も十分踏まえまして、この備蓄についても、これからさらに検討を進めて、研究を進めてまいりたいと思います。以上でございます。

◆西村紳一郎 議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 緊急消防援助隊の場合だけでなく、自分のところが、この東部圏域が災害が起きたときに消防の方がいろいろ救助とかされると、そういうときのための備蓄もやっぱりエネルギー量は考慮してください。なかなか自分たちのこと、職員のことですね、それは後回しになりがちではないかと思うので、でも、それは職務を全うする上で大事なことです、そこはぜひとも考えていただきたいと思います。

それから、先ほど事務局が管理する各施設の状況を聞きましたけれども、住民が施設を利用している最中に災害に遭うといったこともあり得るわけですよね、因幡霊場とかね、あり得ますので、そういったときの場合にやっぱり住民用の備蓄品も計画的にそこに備える必要があると思いますが、所見をお聞きます。

◆西村紳一郎 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。本組合が管理をしております公の施設で大規模な災害が発生をした場合の対応として、施設内に利用者向けの備蓄品を確保しておくことは必要なことであると、このように考えております。これにつきましても、どのような物資をどの程度備蓄すべきなのか、そのようなことにつ

いて研究をしてまいりたいと考えます。以上でございます。

◆西村紳一郎 議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 よろしくお願ひします。

では、次、緊急消防援助隊についてなんですけれども、能登半島地震における災害対応のために1月8日から19日までの間、12日間、東部消防局では延べ32隊101名が派遣されたと、そういうふうなことが公表されています。現地での支援に全力で当たるといのはもちろんのことなんですけれども、そこでの経験から教訓を酌み取って東部圏域の災害対応に生かしていくことも重要なことではないかと思ひます。このたびの緊急消防援助隊の経験や教訓を今後どのように生かしていく考えなのか、お聞きをします。

◆西村紳一郎 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 消防局長よりお答えをいたします。

◆西村紳一郎 議長 鹿田消防局長。

◆鹿田幸人 消防局長 お答えします。消防局では、これまでも緊急消防援助隊派遣で得られた経験などを基に資機材などを充実させるなど、日々の業務に生かしていくよう取り組んでまいりました。このたびの緊急消防援助隊派遣につきましても、現地で活動した隊員と活動の振り返りなどを行いながら、得られた情報などから新たな課題を抽出するとともに、それらを解決するために必要な方策を講じながら、本地域が被災した場合を想定した受援体制についても研究してまいりたいと考えています。以上でございます。

◆西村紳一郎 議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 ぜひこの東部広域行政管理組合の1市4町、そこの各市町にも生かせるようなことがあれば、ぜひ各市町にも伝えていただいて、やはり防災力を高めていくということをしていただきたいと思ひます。そのことを言って、以上で質問を終わります。

◆西村紳一郎 議長 以上で、組合行政一般に対する質問を終了します。

第4 議案第1号令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第9号鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定についてまで（質疑・委員会付託）

◆西村紳一郎 議長 日程第4、議案第1号令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第9号鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定についてまで、以上9案を一括して議題とします。

これより9案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[質疑なし]

◆西村紳一郎 議長 質疑なしと認めます。

議案第1号令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第9号鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定についてまで、以上9案は審査のため、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時28分 散会

鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

令和6年2月7日（水曜日）

議事日程（第2号）

令和6年2月7日（水） 午前10時0分開議 鳥取市議会議場

- 第1 議案第1号令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第9号鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第2 閉会中の継続調査について

会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

出席議員（16名）

1番	加	嶋	辰	史	2番	加	藤	茂	樹
3番	浅	野	博	文	4番	岩	永	安	子
6番	西	村	紳	一郎	7番	岡	田	信	俊
8番	平	野	真	理子	9番	川	西	美	恵子
10番	尾	島		勲	12番	谷	口	雅	人
13番	柳		正	敏	14番	足	立	義	明
15番	寺	坂	寛	夫	16番	伊	藤	幾	子
17番	長	坂	則	翁	18番	上	杉	栄	一

欠席議員（2名）

5番	勝	田	鮮	二	11番	山	根	政	彦
----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

~~~~~

説明のため出席した者

|           |                 |         |
|-----------|-----------------|---------|
| 管 理 者     | 鳥 取 市 長         | 深 澤 義 彦 |
| 副 管 理 者   | 岩 美 町 長         | 長 戸 清   |
| 副 管 理 者   | 智 頭 町 長         | 金 兒 英 夫 |
| 副 管 理 者   | 八 頭 町 長         | 吉 田 英 人 |
| 副 管 理 者   | 鳥 取 市 副 市 長     | 羽 場 恭 一 |
| 事 務 局 長   |                 | 鹿 田 哲 生 |
| 消 防 局 長   |                 | 鹿 田 幸 人 |
| 会 計 管 理 者 | 鳥 取 市 会 計 管 理 者 | 横 尾 賢 二 |

~~~~~

事務局職員出席者

書 記 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 長	保 木 本 英 明
書 記 次 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長	植 田 光 一
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 議 事 係 長	谷 島 孝 子
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 事	田 中 真 一

~~~~~

午前10時0分 開議

◆西村紳一郎 議長 皆様、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

報告事項がありますので、書記長が報告いたします。

◆保木本英明 書記長 御報告いたします。

山根政彦議員から、公務のため、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

以上、報告を終わります。

◆西村紳一郎 議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

第 1 議案第 1 号令和 5 年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第 9 号鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）

◆西村紳一郎 議長 日程第 1 議案第 1 号令和 5 年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第 9 号鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定まで、以上 9 案を一括して議題

とします。

委員会審査報告書が議長に提出されております。各常任委員長の報告を求めます。

総務福祉消防委員長、17番、長坂則翁議員。

[17番長坂則翁議員 登壇]

- ◆17番長坂則翁 議員 総務福祉消防委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。

議案第1号令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち本委員会の所管に属する部分、議案第2号令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計補正予算、議案第3号令和6年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算のうち本委員会の所管に属する部分、議案第4号令和6年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計予算、議案第5号鳥取県東部広域行政管理組合職員定数条例の一部改正について、議案第6号鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例の一部改正について、以上6案は、いずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

- ◆西村紳一郎 議長 環境衛生委員長、14番、足立義明議員。

[14番足立義明議員 登壇]

- ◆14番足立義明 議員 環境衛生委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。

議案第1号令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち本委員会の所管に属する部分、議案第3号令和6年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算のうち本委員会の所管に属する部分、議案第7号鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の指定管理者の指定について、議案第8号鳥取県東部広域行政管理組合リファーレンいなばの指定管理者の指定について、議案第9号鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定について、以上5案は、いずれも適切な措置と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

- ◆西村紳一郎 議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ◆西村紳一郎 議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ◆西村紳一郎 議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

まず、議案第1号令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算を電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを

お押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆西村紳一郎 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計補正予算を電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆西村紳一郎 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号令和6年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算を電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆西村紳一郎 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号令和6年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計予算を電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆西村紳一郎 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号鳥取県東部広域行政管理組合職員定数条例の一部改正についてを電子表決システムにより

採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆西村紳一郎 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例の一部改正ついてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆西村紳一郎 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の指定管理者の指定についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆西村紳一郎 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号鳥取県東部広域行政管理組合リファーレンいなばの指定管理者の指定についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆西村紳一郎 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆西村紳一郎 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

## 第2 閉会中の継続調査について

◆西村紳一郎 議長 日程第2、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付してありますとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第111条の規定に基づき、閉会中の継続調査申出書が議長に提出されております。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 御異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これで、令和6年2月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を閉会します。

午前10時15分 閉会